

## 令和2年度 公益財団法人江北図書館事業計画（案）

### I 基本方針

- (1) 幼児から高齢者を対象に図書資料を提供し、もって、幼青少年の健全育成並びに一般住民の知的欲求に応えるとともに生涯学習の促進に寄与する。
- (2) 「江北図書館文庫」として滋賀大学総合研究棟〈土魂商才館〉に保管されている貴重な図書及び歴史資料の活用を推進する。

### II 図書館事業

#### (1) 運営基盤の強化

当館は、滋賀県公共図書館協議会の理事館として、長浜市北部の公立図書館空白地域の住民に対し図書館サービスを行う役割を担っている。当館の年間運営財源は基本財産運用益（年間約20万円）及び駐車場貸与収入（同220万円）という状況で、事務局も設置できない状況が続いてきた。ところが、駐車場の年間利用料約180万円の大口利用者の都合により、契約延長の見通しが立たなくなった。そのため、令和2年1月からの年間駐車場収入は固定資産税約30万円を差し引くと10万円程度となることが明らかとなった。その結果、当館の経常経費を賅うために、基本財産に属さない流動資産から不足分を具面せざるを得ると同時に、新たに収益源を確保することが喫緊の課題となる。このように財政基盤が従来にも増して更に脆弱となった当館が、公共図書館としての役割を果たして行くには運営基盤及び財政基盤の充実・強化を図るため、以下を推進する。

- i 理事の職務執行機能を強化し、組織基盤の充実を図る。
  - ii 脆弱な財政基盤の強化を図るため、次の施策を講じる。
    - ① 駐車場活用の道を探る。
    - ② 寄附金の税額控除制度適用法人として広く寄附を募る。
    - ③ 各種援助支援団体やクラウドファンディングに応募し、支援・補助金の獲得に努める。
  - iii 引き続き図書目録のデジタル化を促進する。
- (2) 図書の購入及び寄贈書
- i 限られた図書購入予算を最大限有効に生かすため、主たる購入対象を、世界の多様な価値観を学べるような幼児・児童・生徒向けの図書、及び郷土資料関係を中心とする。
  - ii 成人に対しては、滋賀県立図書館の巡回車による配本を積極的に活用し、所蔵図書の不足を補い読書希望者の要望に応える。
  - iii 寄贈希望の史資料については理事会で検討し選別的に受け入れる。

#### (3) 読書相談

- i 利用者への読書案内や、レファレンスの要求に適切に対応する。

#### (4) 図書館に親しむ機会の提供

- i 幼児・児童・生徒の知的好奇心を刺激し、もって書物に対する関心を高める目的で、所蔵図書を活用した事業を行う。例えば、
  - ① 小・中学生を対象に夏季休暇等における読書推進や読書感想文作成等の支援を行う。
  - ② 「伊香具山の会」との共催で植物観察会等を行い自然に対する関心を高める。

- (5) 「江北図書館文庫」(滋賀大学との「使用貸借契約」対象貴重史資料)の活用
- i 滋賀大学と共同で立ち上げた「江北図書館文庫研究会」において研究を促進する。
    - ① 研究対象資料：江北図書館運営資料・郡役所文書・伊香相救社文書等。
    - ② 研究グループ：経済・行政・教育・社会福祉社・書誌学等の専門家及び実践者。
    - ③ 研究調査の方法：担当分野を決め調査研究を行い、その結果を公開し、地域との連携を図るとともに地域の文化振興に資する。
  - ii 「江北図書館文庫」を活用した企画展を行う。
- (6) 広報活動の展開
- i 『江北図書館だより』の発行とホームページ等を通じ、当館の活動を広報する。
  - ii マスメディアに当館の活動を随時発信する。
  - iii JR木ノ本駅に面した当館の壁面に館名を記した看板を、玄関前に施設案内板を設置する。
- (7) 市外からの来館者への対応
- i 湖北地方の歴史や文化、地勢に関心を持って来館する人の要望に応える。
  - ii 湖北地方出身の県外在住者からの「先祖を知りたい」「湖北の歴史を知りたい」等の照会に可能な限り対応する。

### Ⅲ 図書館を支える収益事業

#### (1) 駐車場事業

Ⅱ(1)で述べた通り、当館の運営原資の80%近くを占めてきた利用者との契約延長が不可能となり、駐車場利用収入が大幅に減少するため、駐車場の有効活用を促進する。

#### (2) 不動産取得税・固定資産税免除依頼活動の継続

本館は公共図書館(滋賀県公共図書館協議会の理事館)として広く図書館サービスを提供しているが、当館を除く滋賀県内の公共図書館はすべて公立図書館で、その運営は税金で賄われている。しかし、公共図書館ではあるが、私立図書館である当館は、図書館法により補助金を交付してはならないと規定されている。そのため、運営費は基本財産運用益、および寄附金で賄わざるをえないのが現状で、恒常的に年間収益は年間支出を賄えない状態にある。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認可されている当館は、せめても県税及び市税の均等割、不動産取得税や固定資産税の課税を免除して頂けるよう、引き続き滋賀県及び長浜市に理解を求める。

### Ⅳ その他

#### (1) 建物の老朽化への対応

当館は1937(昭和12)年築の木造2階建であり、年々老朽化が進んでいる。しかし、一方有形文化財としての価値がある建築物であるとの評価もある。これらを踏まえ、来館者に安全、かつ快適に利用してもらえよう建物の維持保全に努める。

以上